



平成 27 年 9 月 9 日

各 位

会 社 名 シーシーエス株式会社
代表者名 代表執行役社長 各務 嘉郎
(コード: 6 6 6 9・東証 J A S D A Q)
問合せ先 経営企画部門執行役員 梶原 慶枝
(TEL. 0 7 5 - 4 1 5 - 8 2 8 0)

配当方針の変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 9 月 9 日開催の取締役会において、平成 28 年 7 月期より配当方針を以下のとおり変更することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 配当方針の変更の理由

当社は、かねてより株主の皆様への利益還元を継続して行うことを重要な経営課題として認識し、業績に関わらず安定的な配当を実施してまいりました。一方で、中期経営計画実現に向けて経営体質の強化を図った結果、継続的に利益計上可能な経営基盤が整ってきたと判断し、連結業績に応じて株主の皆様へ利益還元を実施する方針に変更いたしました。

2. 配当方針の変更の内容

(変更前)

当社は、株主各位に対し利益還元を継続して行うことを経営の重要課題の一つとして認識しております。剰余金の配当に関しましては、財務体質の強化と内部留保の充実を考慮したうえで、将来の事業拡大を総合的に勘案し、適切に実施していく方針であります。

また、当社は、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨、定款に定めておりますが、期末配当として年 1 回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

(変更後)

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付け、事業活動によって得られた利益を、従業員への賞与、株主の皆様への配当、成長資金としての内部留保へ適正に配分することにより、資本効率を高め、持続的な成長と企業価値の向上を目指してまいります。

経営環境の変化に耐えうる財務基盤を維持し、中長期の成長資金確保のため、内部留保の充実を図りながら、配当につきましては、当面、期末配当として年 1 回、連結配当性向 20%～30%を目標として、継続的かつ業績に応じた利益還元をしていく方針です。

なお、当社は、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨、定款に定めております。

当社グループは、今後、さらに連結配当性向の目標を高めることができるよう、連結業績の向上に取り組んでまいります。

以上